

様式第3(第15条第4項関係)

	12.5cm 12.5cm 折 目															
8.8cm 折 目 8.8cm	第 年 月 日 有効 年 月 日から 期間 年 月 日まで 指 定 猟 法 許 可 証 環 境 大 臣 (都道府県知事) 印 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定猟法の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区 域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥獣の種類及び数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条 件</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏 名		生 年 月 日		指定猟法の種類		区 域		鳥獣の種類及び数量		条 件		注 意 事 項 1 指定猟法許可証は、指定猟法により鳥獣の捕獲等を行うに際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。 2 指定猟法許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 指定猟法許可証は、その効力を失った日から30日以内に、環境大臣(交付を受けた都道府県知事)に返納しなければならない。
住 所																
氏 名																
生 年 月 日																
指定猟法の種類																
区 域																
鳥獣の種類及び数量																
条 件																

備 考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。